

第 1 0 3 号議案

中野区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

福祉事務所の位置を改める必要がある。

中野区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

中野区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年中野区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京都中野区中野四丁目8番1号」を「東京都中野区中野四丁目11番19号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月7日から施行する。